

住民税非課税世帯の子育て世帯の皆さまへ

矢掛町電力等価格高騰支援給付金【こども加算】 (児童1人あたり5万円)のご案内

- 矢掛町電力等価格高騰支援給付金【こども加算】 (児童1人あたり5万円) は、住民税均等割非課税の子育て世帯を支援する給付金です。
- 令和5年度に7万円を受給された方には「振込通知書」が届きます。内容を確認いただき、変更等がなければ手続きは不要です。
- とくに、基準日(令和5年12月1日)以後に世帯構成員に異動があった場合は、振込通知書の「こども加算対象者」をよく確認してください。基準日以後に生まれた新生児がいる等の場合には、別途お問い合わせください。

給付金の支給額

児童1人あたり5万円

給付金の支給時期

- ①振込通知書に記載された支給日
- ②申請書を提出した方には決定通知書でお知らせします。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (基準日：令和5年12月1日)

世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
(ただし、均等割課税者の扶養親族のみからなる世帯を除く。)

※加算対象となる児童

①基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童(平成17年4月2日以後に出生した児童)

②基準日以後に生まれた新生児

③別世帯だが扶養している児童

※②、③については

別途「申請書」の提出が必要です。

「振込通知書」が届いた方

記載内容を確認し、変更等がなければ手続きは不要です。

「申請書」の提出をされる方 **申請期限：令和6年5月31日(金)**



本給付金については、差押禁止等及び非課税となります。
(「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」)

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

お問い合わせ先

矢掛町 福祉介護課 電話：0866-82-1026 受付時間：平日9:00~17:00